高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第１号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年２月20日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

伊勢湾岸道集中工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制又は通行止め実施中、第一東海自動車道の名古屋インターチェンジ(以下、「ＩＣ」という。)、第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ又は東海ＩＣを迂回を目的として名古屋環状２号線又は名古屋高速道路公社が管理する道路の方面へ通行するＥＴＣ車。ただし、迂回する起点から終点までの経路を⑷のイからへに掲げるいずれかの経路で連続して走行した場合に限る。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施期間

令和８年２月22日から令和８年３月19日まで。

⑷　対象経路

次表の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間を連続して通行する経路

	(A)	(B)	(C)
イ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ	名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから名古屋西ジャンクション（以下､「ＪＣＴ」という）までの間又は名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間及び名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから飛島ＪＣＴまでの間及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ
ロ	第一東海自動車道の名古屋ＩＣ	名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから名古屋西ＪＣＴまでの間又は名古屋環状２号線の名古屋ＩＣから高針ＪＣＴまでの間及び名古屋高速道路公社が管理する道路	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ
ハ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋南ＪＣＴから高針ＪＣＴまでの間	名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから飛島ＪＣＴまでの間及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ
ニ	第二東海自動車道横浜名古屋線の名古屋南ＩＣ及び名古屋環状２号線の名古屋南ＪＣＴから高針ＪＣＴまでの間	名古屋環状２号線の高針ＪＣＴから名古屋西ＪＣＴまでの間又は名古屋高速道路公社が管理する道路	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ
ホ	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海ＩＣ又は名古屋南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	名古屋環状２号線の名古屋西ＪＣＴから飛島ＪＣＴまでの間及び近畿自動車道名古屋神戸線の飛島ＩＣ
ヘ	第二東海自動車道横浜名古屋線の東海ＩＣ又は名古屋南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する道路	近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋西ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録)、深夜割引（コーポレート契約)、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下､「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年２月21日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年２月20日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和８年１月31日」を「令和８年２月21日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速１号線　宝　町」を「都道首都高速１号線　宝　町（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速２号線　芝公園」を「都道首都高速２号線　芝公園（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　北池袋」を

「都道首都高速５号線、都道高速板橋戸田線及び埼玉県道高速板橋戸田線　北池袋（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線　小　菅」を

「都道首都高速６号線、都道高速足立三郷線及び埼玉県道高速足立三郷線　小　菅（ＥＴＣ）」に改める。